



決 定 書

異議申出人

銚子市新生町1丁目4番地

工 藤 忠 男

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成31年4月24日付けをもって提起された同年4月21日執行の銚子市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、銚子市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件選挙における当選人石上允康の当選は有効である。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における最下位で当選人となった石上允康（以下「当選候補者」という。）の当選を無効とし、次点である工藤忠男（以下「次点候補者」という。）を当選人とするとの決定を求める。

2 異議申出の理由

当選候補者と次点候補者の得票差が極めて僅差のため、以下の票を再点検及び再計数をし、当選効力の確認をすべきである。

- (1)石上允康有効票
- (2)工藤忠男有効票
- (3)按分票
- (4)無効票
- (5)点字票

決定の理由

当委員会は、申出書の要件を満たしていることから、本件異議の申出を受理し、申出人の主張を厳正に、かつ、慎重に審理した。

その結果、当選候補者と次点候補者の得票差が0.474票と極めて僅差であるため、票の再点検を行うこととし、再点検する票の対象は申出人の求めのとおり、当選候補者と次点候補者の有効票と按分票、無効票並びに点字票の計2,210票とした。

1 再点検調査における指摘票について

当委員会は、令和元年5月14日に申出人及び利害関係者の立会いのもと、投票用紙保存箱の梱包及び封印に異常のないことを確認したうえで、再点検調査を行った。

今回の調査対象となる票を、票束ごと再計数をし再点検を行ったところ、当選候補者の有効票から21票、按分票から1票の計22票（別表のとおり）について効力判定に疑義があるものとして指摘を受けた。

なお、再計数については、調査対象の票すべてにおいて、票数に誤りは認められなかった。

2 指摘票の判定について

指摘された票の当委員会の判定は以下のとおりである。

(1) 別表番号1から5の投票（「石神みつやす」と記載された投票）

他の候補者に「石神」姓の者がいるが、読みは「いしがみみつやす」と読み、選挙人は当選候補者に投票する意思をもって記載したものと解し、有効とする。

(2) 別表番号6から12の投票（「石山みつやす」「石川みつやす」「石毛みつやす」と記載された投票）

これらの姓と同一の候補者は本件選挙には存在しない。よって、選挙人は「石上みつやす」に投票する意思をもって記載したところ一部の文字を誤記したものと解し、有効とする。

(3) 別表番号13から16の投票（「石上充やす」「石上光やす」と記載された投票）

読みは「いしがみみつやす」と読み、選挙人は当選候補者に投票する意思をもって記載したところ名の一部を誤記したものと認められ、有効とする。

(4) 別表番号17の投票（「石●みつやす」と記載された投票）

姓の2文字目を正確に記載していないが、「上」と記載する意思は認められるため、有効とする。

(5) 別表番号18から20の投票（「石上●●やす」「石上みつ●」「●がみみつやす」と記載された投票）

名の一部が判読困難あるいは誤記と考えられるものであるが、投票全体の記載から選挙人は当選候補者に投票する意思をもって記載したものと解し、有効とする。

(6) 別表番号21の投票（「石上みつよし」と記載された投票）

名の一部が当選候補者のものと一致しないが、他の候補者でこの名と同一の者ある

いは類似した者はおらず、投票全体の記載から選挙人は当選候補者に投票する意思をもって記載したものと解し、有効とする。

(7) 別表番号 22 の投票（「いひがみ」と記載された投票）

平仮名で「いしがみ」と姓のみ記載された按分票として区分されたものであるが、選挙人は「いしがみ」と姓のみ記載する意思をもって投票したところ、「し」と「ひ」を取り違えて記載したものと解し、按分票として有効とする。

なお、選挙人の投票意思の判定においては、「投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとい投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があつても、その記された文字の全体的考察によって当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべきである。」（昭和25年7月6日最高裁判決）とされており、この判例からも以上のすべての投票が選挙会での判定どおり有効なものである。

以上のとおりとすることにより、当選候補者と次点候補者の得票数に異動はなく、よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和元年5月21日

銚子市選挙管理委員会
委員長 谷 口 博 則

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公職選挙法第206条第2項）。

番号	投票の記載	番号
4	3	2
候補者氏名 石神 みつやす	候補者氏名 石神 みつやす	候補者氏名 石神 みつやす
候補者氏名 石神 みつやす		

番号	投票の記載	番号
8	7	6
候補者氏名 石川 みつやす	候補者氏名 石山 みつやす	候補者氏名 石山 みつやす
候補者氏名 石神 みつやす		

番号	投票の記載	9	10	11	12
					候補者氏名 石川 みつやす

番号	投票の記載	13	14	15	16
					候補者氏名 石上 光やす

番号	投票の記載			
	20	19	18	17
候補者氏名	え が み つ やす	石 上 みつ る	石 上 みつ やす	石 上 みつ やす

番号	投票の記載	
	22	21
候補者氏名	い が み	石 上 みつ よし